

「自己株式の取得及び処理状況」の集計・公表要領及び留意事項

平成 16 年 1 月 30 日 初版

平成 21 年 4 月 30 日 改訂 2 版

1. 集計対象

各月の月末現在において東証に上場している内国株式

2. 集計資料

「自己株券買付状況報告書」（企業内容等の開示に関する内閣府令第十七号様式）、「東京証券取引所所報」、「TDnet 開示資料」

3. 公表項目

- ・「自己株券買付状況報告書」提出会社数
- ・自己株式月間取得状況（社数、株式数、金額）
- ・自己株式月間処理状況（同上）
- ・＜参考＞自己株式月間取得上位会社（取得金額、取得単元数）

4. 公表時期

前月分の取得及び処理状況を翌月末午後 3 時に公表

5. 公表方法

兜倶楽部への資料投函及び東証ホームページへの掲載

本資料をご利用いただく際の留意事項

1. 上場会社における自己株式の増減要因と本資料の集計対象項目

(1) 増加要因

- A. 株主総会決議による取得
- B. 取締役会決議による取得
- C. 単元未満株式の買取り
- D. 合併、株式交換、会社分割による自己株式の取得

(2) 減少要因

- a. 引き受ける者の募集による処理
- b. 消却処分
- c. 合併、株式交換、会社分割に伴う移転
- d. ストックオプションを含む新株予約権及び新株予約権付社債の権利行使に伴う移転
- e. 単元未満株式買増サービスに伴う譲渡

上場会社における自己株式の主要な増減要因は上記のとおりであり、その中で本資料の集計対象項目は「自己株券買付状況報告書」（企業内容等の開示に関する内閣府令第十七号様式、以下報告書という。）に記載されている網掛け部分の5項目となっています。（報告書においては、（2）減少要因のd及びeについても「その他」として報告対象となっていますが、本資料の集計対象としていません。）このことからわかるとおり、本資料の集計結果は上場会社における自己株式の全ての増減を表しているわけではありません。

2．集計対象とする「自己株券買付状況報告書」の提出時期

報告書は、金融商品取引法第24条の6において、集計対象月の翌月15日までにEDINET登録することとされているため、本資料においては、翌月20日までにEDINET登録された報告書を集計対象としています。なお、報告書が大きく遅れて提出された場合や、過去分の訂正報告書が提出された場合には、実際に自己株式の取得及び処理がある場合のみ、次回以降の発表資料において、「自己株式取得状況」及び「自己株式処理状況」の発表済の数値を修正することで対応します。

3．集計対象資料

報告書の提出義務のある会社は、金融商品取引法第24条の6において、上記（1）増加要因のAの株主総会決議又はBの取締役会決議（子会社からの取得分は除く）で自己株式の取得枠を決議している会社とされています。従って、（1）増加要因のAの株主総会決議による自己株式の買付けを行った会社については、全て報告書を提出することとなるため、発表資料の「2．自己株式取得状況」の「株主総会決議による取得」については、提出された報告書に記載された数値を集計するだけで足りませんが、「取締役会決議による取得」の中の「うち子会社からの取得」及び、「3．自己株式処理状況」の各項目については、報告書の提出義務が無い会社の実施分についても別途集計する必要があるため、報告書提出会社分については当該報告書の数値を集計し、報告書非提出会社分については、「東京証券取引所所報」及び「TDnet 開示資料」に記載された数値を集計し、両者を合算して発表数値を算出しています。

4．概算値の一部使用

報告書の提出義務が無い会社が行った「子会社からの取得」や「自己株式の処理」については、「東京証券取引所所報」及び「TDnet 開示資料」に記載された数値を使用することとしていますが、中には、株式数のみで金額についての記載が無いケースがあります。その場合についても、当該データを集計値から外すと上場会社全体の状況が把握できなくなるため、当該取引・処理を行った日の終値に、記載されている株式数を乗じた数値を金額の概算値として使っています。これについては、統計データの処理方法としてはやや正確性を欠くこととなりますが、1株当たりの株価が千差万別であるため、株式数ベースよりも金額ベースの方が統計データとしての有用性がずっと高いことから行っているものです。

従いまして、報告書のデータを単純に合算することで算出している「株主総会決議による取得」以外の項目の金額欄につきましては、概算の数値となっている場合がありますので、ご注意ください。

5. 会社法施行に伴う項目名等の一部変更

平成18年5月1日の会社法施行により、報告書の記載項目のうち、従来の「定款の定めによる取締役会決議による買受け」と「子会社からの買受け」が一本化され、「取締役会決議による取得」となりました。これに伴い、平成18年5月分のデータ掲載時点（平成18年6月30日）より、従来の公表資料の「定款の定めによる取締役会決議による買受け」と「子会社からの買受け」の2つの項目を合算して「取締役会決議による取得」とし、「子会社からの買受け」については、「取締役会決議による取得」の内数の「うち子会社からの取得」とする公表資料の様式の一部変更を行っています。その他、下記の表のとおり、項目名を会社法に準拠した名称に一部変更していますので、ご注意ください。

「自己株式の取得及び処理状況」の項目名の変更状況

	平成18年4月までの項目名 (商法に準拠)	平成18年5以降の項目名 (会社法に準拠)
取得状況	定時株主総会決議による買受け	株主総会決議による取得
	定款の定めによる取締役会決議による買受け	取締役会決議による取得
	子会社からの買受け	うち子会社からの取得
処理状況	新株発行に関する手続きを準用する処分	引き受ける者の募集による処理
	合併、株式交換、会社分割に伴う移転	合併、株式交換、会社分割に伴う移転
	消却処分	消却処分

以上